

## ACL ソフトウェア使用許諾契約書

本 ACL ソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約書」)は、お客様が使用許諾を受けるソフトウェアに関し、お客様(単独個人・企業体または行政機関、以下「お客様」といいます)と ACL Services Ltd. 1550 Alberni Street, Vancouver, British Columbia, Canada, V6G 1A5(以下「ACL」)の間において締結されます。使用許諾の対象となるソフトウェアについては ACL またはその代理店提供の該当する注文書に記載されています。本ソフトウェアおよび付属のマニュアル(以下、総称して「本ソフトウェア」といいます)をインストールまたは使用する前に、本契約書をよくお読みください。本ソフトウェアをインストールまたは使用することによって、お客様は本契約書の条件に同意するものとします。本契約書の条件に同意することを示すボタンをクリックした場合に限り、本ソフトウェアをインストールすることができます。本契約書の条件にご同意いただけない場合は、本ソフトウェアのインストールや使用をおやめください。ご購入後 30 日以内にインストールを行っていない本ソフトウェアと、これを購入した日付を記載してある領収書をご返却いただければ、お客様が支払われた本ソフトウェア ライセンス料金の全額をお返しいたします。

本契約書の英語版とその他の言語版との間に矛盾または不明確点がある場合は英語版が優先し、解釈のための正本となります。

**1. ライセンスの種類:**お客様は、以下に定義する、本ソフトウェアの永続ライセンス、または商用であれば、本ソフトウェアのサブスクリプション ライセンスを取得することができます。適用される注文書でサブスクリプション期間が指定されていない場合、お客様のライセンスは永続ライセンスです。

- A. 永続ライセンス:**お客様が永続ライセンスに対する適切な料金を支払われた場合には、本ソフトウェアの使用を(終了規定に従うことを条件として)永続的に許諾します。
- B. サブスクリプション ライセンス:**お客様が適切なサブスクリプション ライセンス料金を支払われた場合には、ACL または ACL 代理店の注文書に指定されているサブスクリプション期間のみ、本ソフトウェアの使用を許諾します。サブスクリプション期間が終了すると、お客様がライセンスの更新を行わない限り、本ソフトウェアのライセンスは自動的に終了します。

**2. ライセンスの許諾:**お客様が使用許諾を受けるソフトウェアに該当する条項が適用されます。

### A. ACL Desktop Edition:

**ライセンスの許諾:**ACL は、特定の個人(以下「指名ユーザー」といいます)が指名ユーザーに割り当てられた 1 台のコンピューターに本ソフトウェアをインストールし、アクセスおよび使用するための、個人的かつ譲渡不可能、非独占的な権利をお客様に許諾します。指名ユーザーは、指名ユーザーの排他的使用のためのポータブル コンピューターに、本ソフトウェアの 2 番目のコピーを作成することができます。各指名ユーザーには、本ソフトウェアをインストールする際に使用する固有のソフトウェア キーが提供されます。指名ユーザーライセンスの共有とソフトウェア キーの共有は、明示的に禁止されています。指名ユーザーは、ユーザー数がお客様にご購入いただいたライセンスでのユーザー数を超えない限り、お客様の組織内において別の個人に交代することができます。

### B. ACL AuditExchange(以下「AX」):

この項は、使用許諾を受けている AX ソフトウェア (AX Core、AX Gateway、AX Dashboard、AX Exception、AX Datasource および任意のデータ コネクタ)の全コンポーネントおよびオプションに適用されます。

**ライセンスの許諾:**ACL は、お客様が支払ったライセンス料に応じた台数分のサーバーに本ソフトウェアをインストールし、アクセスおよび使用するための、個人的かつ譲渡不可能、非独占的な権利をお客様に許諾します。本ソフトウェアの 1 つまたは複数のコンポーネントをお客様が所有、操作または制御する別のサーバーに移動することができます。ただし、その場合は新しいサーバーに本ソフトウェアのコンポーネントをインストールした後、以前のサーバーから本ソフトウェアの当該コンポーネントを削除し、引き続き本契約書の条件に従うものとします。AX Core、AX Gateway、AX Dashboard および AX Datasource(任意のデータ コネクタを含む)は、お客様が支払ったライセンス料に応じた指名ユーザー数まで、アクセスおよび使用することができます。

AX Exception は、無制限の指名ユーザーによるアクセスおよび使用が可能です。ただし、お客様が支払ったライセンス料に応じたサーバー台数上で本ソフトウェアのサーバー コンポーネントをインストール、アクセスおよび使用する制限については引き続き適用します。

**AX Datasource:** AX Datasource の使用許諾を受ける場合は、次の事項が適用されます。AX Datasource は、共に配布される ACL ソフトウェアと併用されるもので、スタンドアロン ソフトウェア製品として使用したり、その他いかなるソフトウェアもしくはサービスと併用したりすることはできません。AX Datasource を使用できるのは、(a) ターゲット出力として独自の ACL ファイルを生成する場合、および (b) データを ACL ソフトウェアで使用するためターゲット データベースに読み込む場合のみです。追加ライセンス料を支払わない限り、AX Datasource がインストールされ使用される各サーバーの最大 CPU コア数は 4 個に制限されます。

**AX Dashboard:** AX Dashboard の使用許諾を受ける場合は、次の事項が適用されます。AX Dashboard は、共に配布される ACL ソフトウェアと併用されるもので、スタンドアロン ソフトウェア製品として使用したり、その他いかなるソフトウェアもしくはサービスと併用したりすることはできません。

**災害復旧、フェイルオーバーおよびテスト:** 災害復旧サーバー、フェイルオーバー サーバー、または 30 日以内の一時的なテスト用に使用するサーバーのいずれかを対象に、実稼働を目的としないことを前提として本ソフトウェアをもう 1 つインストールして使用することができます。2 台以上の非実稼働サーバーに本ソフトウェアをインストールして使用しなければならない場合は、それに応じた追加ライセンスを入手する必要があります。

### C. Direct Link:

**ライセンスの許諾:** 本ソフトウェアには、セットアップ ファイルおよび SAP インストールのアドオン コンポーネント(以下、「アドオン コンポーネント」)が含まれます。ACL は、(a) ACL Desktop Edition、ACL Network Edition または ACL AuditExchange ソフトウェアの使用許諾を受けている個々のワークステーション上でセットアップ ファイルをインストールして使用する、および (b) ライセンス料が支払われている SAP インストール(「承認済み SAP インストール」)上でのみアドオン コンポーネントをインストールして使用するための、個人的かつ譲渡不可能、非独占的な権利をお客様に許諾します。ACL 注文書に記載の、承認済み SAP インストールのインストール番号を指定するか、または承認済み SAP インストールが後で修正された場合は承認済み SAP インストールの新しい番号を書面にて通知するものとします。

**災害復旧、フェイルオーバーおよびテスト:** お客様はアドオン コンポーネントのコピーを次のシステム環境にインストールすることが許可されます。(a) 承認済み SAP インストールの災害復旧システム上。本アドオン コンポーネントのコピーの使用は、災害(たとえば、洪水、火災、長期にわたる停電、テロ行為)の発生により実稼働システム上でアドオン コンポーネントが使用できない場合に限りです。実稼働システム上でアドオン コンポーネントが問題なく使用できるようになった場合、お客様は災害復旧システム上のアドオン コンポーネントの使用中止に同意するものとします。ただし、そのアドオン コンポーネントは災害復旧目的でそのシステム上に残すことができます。(b) 実稼働システムが停止した、適正に動作しない、またはそのシステムがソフトウェアやハードウェアの定期保守のため一時的に停止される場合にのみ使用される承認済み SAP インストールのフェイルオーバー システム上。実稼働システムが通常の機能を回復した場合、お客様はフェイルオーバーシステム上でのアドオン コンポーネントの使用停止に同意するものとしますが、アドオン コンポーネントはこのフェイルオーバー システム上にフェイルオーバー目的で残すことができます。継続的なテスト目的に、承認済み SAP インストールのテスト システム上にアドオン コンポーネントのコピーをインストールして使用することも許可されます。アドオン コンポーネントを、a) 実稼働の承認済み SAP インストール上および b) 災害復旧システム、フェイルオーバー システムまたはテスト システム上でアクティブな実稼働システムとして同時に使用することはできません。

### D. ACL Acerno("Acerno"):

**ライセンスの許諾:** ACL は、特定の個人(以下「指名ユーザー」といいます)が指名ユーザーに割り当てられた 1 台のコンピューターに本ソフトウェアをインストールし、アクセスおよび使用するための、個人的かつ譲渡不可能、非独占的な権利をお客様に許諾します。指名ユーザーは、指名ユーザーの排他的使用のためのポータブル コンピューターに、本ソフトウェアの 2 番目のコピーを作成することができます。各指名ユーザー

には、本ソフトウェアをインストールする際に使用する固有のソフトウェア キーが提供されます。指名ユーザーライセンスの共有とソフトウェア キーの共有は、明示的に禁止されています。指名ユーザーは、ユーザー数がお客様にご購入いただいたライセンスでのユーザー数を超えない限り、お客様の組織内において別の個人に交代することができます。本ソフトウェアは Microsoft® Excel® ソフトウェアと連携して動作します。Microsoft® Excel® は Microsoft Corporation およびその公認の販売業者または再販業者より別途入手し使用許諾を受ける必要があります。

## **E. Monarch Professional:**

**ライセンスの許諾:** ACL は、特定の個人(以下「指名ユーザー」といいます)が指名ユーザーに割り当てられた 1 台のコンピューターに本ソフトウェアをインストールし、アクセスおよび使用するための、個人的かつ譲渡不可能、非独占的な権利をお客様に許諾します。Monarch Professional は、共に配布される ACL Desktop Edition またはその他の ACL ソフトウェアと併用されるもので、スタンドアロン ソフトウェア製品として使用したり、その他いかなるソフトウェアもしくはサービスと併用したりすることはできません。

**3. バックアップ コピー:** お客様は、バックアップ、および保管目的に限り本ソフトウェアの複製を適切な個数作成することができます。ただし、これは実稼働以外の目的であることを厳守し、本ソフトウェアの著作権および所有権の表示すべてを複製することを条件とします。

**4. ドキュメント:** お客様は、本ソフトウェア ドキュメントの著作権および所有権の表示すべてを複製することを条件として、お客様の内部使用のため、本契約書に従って本ソフトウェアのドキュメント(たとえば、マニュアルやインストール ガイド)の印刷および適切な部数の複製の作成が許可されます。

**5. 料金:** お客様は、本ソフトウェアのライセンス料、および本ソフトウェアのライセンスに伴って発生する配達料、税金、関税、その他政府の料金を支払うことに同意するものとします。ライセンス料は、お客様の地域の ACL 支社または ACL 代理店からお客様に請求書が送付されますので、お支払いください。

**6. ソフトウェアの評価とトレーニング:** 本ソフトウェアを評価目的で入手された、またはトレーニング コースの一環としてソフトウェアが提供された場合、お客様に対して ACL の評価に指定されている一定期間、またはトレーニング コース期間中において、評価またはトレーニング目的に限り本ソフトウェアを使用することが許可されます。期間が指定されていない場合、本ソフトウェアの使用は 30 日間限定です。本ソフトウェアには、許可される評価期間またはトレーニング コース期間の終了に伴い本ソフトウェアを使用できないようにする自動無効化メカニズムが含まれる可能性があります。評価またはトレーニング コース目的に提供される本ソフトウェアは、「現状のまま」、無料で提供され、「限定的保証」、「権利侵害の補償」の条項は評価期間またはトレーニング コース期間中には適用されません。ACL、ACL のライセンサー、各社の従業員、役員、取締役、請負業者、代理店、代理人は、評価またはトレーニング コース目的に提供される本ソフトウェアに関し、特定目的への適合性、商品性、耐久性、品質、権利非侵害については、明示または黙示にかかわらず、口頭および書面によるいかなる保証または表明からも免責されるものとします。ACL、ACL のライセンサー、各社の従業員、役員、取締役、請負業者、代理店、代理人は、いかなる損害についても責任を負いません。これには評価またはトレーニング コース目的に提供される本ソフトウェア製品の使用または使用不能によって発生する直接的、間接的、特別、偶発的、結果的または懲罰的損害(逸失利益およびデータの損失を含む)などが含まれますが、これらに限定されません。

**7. 所有権:** 本ソフトウェアは使用を許諾されるもので、販売されるものではありません。本ソフトウェアの改作物または複製を含め本ソフトウェアにおけるすべての権利、所有権、知的財産権は、ACL および ACL のライセンサーに帰属します。本ソフトウェアは著作権法および国際条約によって保護されており、ACL は本ソフトウェアの不正な使用を防止するため本ソフトウェアに特定の措置を組み込むことができます。さらに、お客様は、お客様に起因する、もしくはお客様が助長した著作権侵害に対して責任を負うものとします。

**8. ライセンスの制限:** ACL は、お客様に明示的に許諾していないすべての権利を留保します。上述の一般条項に限らず、お客様は、本ソフトウェアに営業秘密が含まれることを認め、適用法に従い、以下のことを行わないことに同意するものとします。(a) 本契約書で許可される場合を除き、本ソフトウェアを複製すること。(b) 本契約書で許可される場合を除き、本ソフトウェアを変更、改変、翻訳すること。(c) 本ソフトウェアの逆コンパイル、リバース エンジニアリング、逆アセンブル、もしくはほかの方法でオブジェクト コードからソース コードへ本ソフトウェアを変換すること。(d) 本ソフト

ウェアを使用して、本ソフトウェアと機能上互換性がある、または競合するソフトウェアを開発すること。あるいは本ソフトウェアから派生物を作成すること。ただし、本ソフトウェアを使用したレポートの作成または本ソフトウェアで許可されているその他の作業は、本ソフトウェアからの派生物と見なされません。(e) 事前に書面によって ACL の承諾を得ず、第三者へ本ソフトウェアをリース、賃貸、貸与、販売、配布すること(タイムシェアリング、サービス ビューロー目的、または報酬を生むサービスを直接または間接的に第三者へ提供するために本ソフトウェアを使用することを含む)。(f) 第 25 項「譲渡」に従い、事前に書面によって ACL の承諾を得ず、本契約書の譲渡、第三者へのライセンス権の譲渡、または本契約書に基づくお客様のライセンス権の一部またはすべてをサブライセンスすること。(g) 本ソフトウェアを他のソフトウェア(オープン ソース ソフトウェアを含む)と組み合わせること。これは、この組み合わせるソフトウェアが、GNU General Public License に従う場合、または組み合わせるプログラムもしくは本ソフトウェアとそのソース コードを自由に使用できることを義務付けているその他のライセンスに従う場合です。

**9. 第三者による使用:** ACL は、本契約書の条件に従い、本ソフトウェアがお客様の第三者サービス プロバイダー、独立系請負業者、コンサルタントおよび受託業者によって使用されることを、その第三者が本契約書の条件に従うことおよびその第三者がお客様の利益とビジネス目的でのみ本ソフトウェアを使用することに同意する条件で承認します。ACL による本ソフトウェアのライセンス管理を支援するため、ACL からの要請があった場合は、本項の規定に従い本ソフトウェアを使用する第三者のリストを提供するものとします。お客様は、その第三者が本契約書に従い本ソフトウェアを適切に使用することについても、責任を負うものとします。

**10. 検証:** お客様は、ACL が妥当な通知を行うことにより、1 年に 1 回を限度に、お客様の本ソフトウェアの使用が本契約条件に適合していることを検証するための記録を要求できることに同意するものとします。ACL は、合理的基準により、その報告が本ソフトウェアの利用状況の情報を正しく開示していないと判断した場合、お客様の事業所でお客様の本ソフトウェアの使用が本契約条件に適合していることを検証する監査を実施できるものとします。この監査は、業務時間内にお客様の適切なサイト セキュリティ要件に従って実施されます。監査によってお客様が本契約に違反していることが明らかになった場合、お客様は ACL に監査にかかわる相当な費用を補償し、適切な追加ライセンス料を支払うものとします。

**11. 期間:** 本契約は、お客様が本ソフトウェア ライセンスを購入した時点から発効し、解約まで効力を保持します。

**12. 自己都合による終了:** お客様は、ACL に書面にて通知することによって、いつでも本契約を終了することができます。ただし、(サブスクリプション ライセンスの場合)お客様はサブスクリプション期間中はサブスクリプション ライセンス料の全額に対し法的責任を負い続けるものとし、支払われた代金の払い戻しを受けることはできません。

**13. 正当な理由による終了:** いずれの当事者も、相手方当事者が本契約上の義務について重大な違反を犯した場合(本ソフトウェアに対するライセンス料の不払いなど)、その違反を書面にて通告し、その通告を行ってから 30 日以内に、相手方当事者が違反を是正しなかった場合、または違反の是正に向け、終了当事者が合理的に満足する具体的な進展を相手方当事者が示さなかった場合、本契約を終了することができます。さらに、ACL またはそのライセンサーの本ソフトウェアにおける知的財産権をお客様が侵害した場合(本契約書に記載の「ライセンスの許諾」の項、または「ライセンスの制限」の項で挙げられる制限のいずれかに違反した場合など)、ACL は本契約を直ちに終了することができます。ACL が正当な理由により本ライセンスを終了する際、お客様が入手されているライセンスがサブスクリプションである場合は、お客様はサブスクリプションの全期間に対して支払われるべきサブスクリプション ライセンス料の未払い分を支払う義務があります。お客様が正当な理由により本ライセンスを終了する場合、ACL は、サブスクリプション残余期間に対する有効な契約終了日から起算した前払い代金を払い戻します。ただし、第 15 項「限定的保証」および第 16 項「権利侵害の補償」による払い戻しについてはすべて、それらの項の規定に従って対処します。

**14. 契約終了の発効:** いずれかの当事者によって本契約が終了したときには、お客様は本ソフトウェアの原本およびすべての複製物を破棄して、本ソフトウェアの使用を直ちに停止する必要があります。契約終了後 30 日以内に、お客様は本ソフトウェアの原本およびすべての複製物が破棄または ACL に返却されていることを、お客様の所属組織における正当な署名人が書面によって ACL に証明することとします。お客様が本契約に違反している場合は、ACL が使用できる権利または救済に加えて、お客様は、違反および違反に関する調査に起因もしくは関連する費用全額を ACL に弁償することに同意するものとします。本契約の終了は、いずれの当事者に支払うべき費用、金額、または使用料の権利を放棄するものではなく、いかなる形の終了も、本契約書に準拠するいずれの当事者のその他一切の権利を減少させたり、妥協させたりするものではありません。

**15. 限定的保証:ACL** は、お客様に使用許諾した本ソフトウェアの原本を納入後 90 日間(以下「保証期間」といいます)、以下のことを保証いたします。(a) 本ソフトウェアの物理メディアに物理的に欠陥がないこと。(b) 本ソフトウェアのコンピューター プログラム部分が、付属のマニュアルに従って実際に動作すること。メディアの欠陥に対する唯一の救済は、メディアの交換です。本ソフトウェアが付属マニュアルに従って実際に動作しない場合、お客様に対する唯一の救済は、以下のいずれかを ACL の選択に従って ACL に要求することです。(i) その動作不良を修正し、本ソフトウェアがこの限定保証を満たすようにすること。(ii) 次のとおり返金を行うこと。永続ライセンスを取得されている場合、この限定保証に適合しない本ソフトウェアの特定のコンポーネントに対してお客様が支払ったライセンス料金を返金、または、サブスクリプション ライセンスを取得されている場合、この限定保証に適合しない本ソフトウェアの特定のコンポーネントに対し請求権が生じたサブスクリプション期間に対してお客様が支払ったライセンス料金を返金する。代金の払い戻しにより、その影響下にあるソフトウェアのライセンスは終了します。この限定保証は、以下の場合に無効となります。(c) お客様が保証期間内に ACL に動作不良を報告しなかった場合。(d) 動作不良が、ACL 以外の者による本ソフトウェアの事故、悪用、改変、または誤用 (ACL の本ソフトウェアの付属マニュアルに従わずに本ソフトウェアを使用することを含む)により発生した場合。

**16. 権利侵害の補償:ACL** は、以下の条件で、本ソフトウェアが米国、カナダまたはヨーロッパ連合の第三者の特許、著作権または登録商標を侵害するという主張のいかなる請求に対して防御し、そのような侵害行為についての回復のため、お客様に実際の被害、妥当な費用(妥当な裁判費用を含みます)を補償することを約束することに同意します。(a) お客様が ACL に損害賠償要求を即座に通知する。(b) ACL のみが、弁護、および調停または和解のためのすべての交渉に関する主導権を持つ(お客様が罪または責任を認める必要がない場合に限り)。 (c) お客様は ACL に対し正当な支援を ACL の費用で提供する。ACL は、以下に基づく権利侵害の請求についてはお客様に対し責任を負いません。(a) 侵害の請求を回避または軽減させる本ソフトウェアの新しいバージョンを ACL が提供している場合に、ACL が既に営業的にリリースしていないバージョンの本ソフトウェアをお客様が使用し続ける。(b) ACL で提供していない第三者製品と本ソフトウェアとを組み合わせ使用した結果、侵害の請求が生じる。(c) 本契約に違反する本ソフトウェアの使用または本ソフトウェアに付属するドキュメントに従わない使用。

**17. 権利侵害請求に対する救済策:**権利侵害の申し立ての通告によって、または ACL の見解においてそのような主張があり得ると判断した場合、ACL はその選択と費用を負担する場合には、以下のいずれかの権利を有します。(a) お客様が本ソフトウェアを使用し続ける権利を取得する。(b) 本ソフトウェアを権利侵害ソフトウェアと実質的に同じまたはより優れた機能性とパフォーマンスを提供するように置換または変更し、権利侵害主張を受けないようにします。ACL の見解として、ACL が上記のいずれかの選択肢を提供することが営業上合理的でない場合、お客様の唯一の独占的な救済は、お客様が権利侵害ソフトウェアに支払ったライセンス料を案分して払い戻すことと引き換えにその権利侵害ソフトウェアを ACL に返還することです。永続ライセンスを取得されている場合、払い戻しは、ACL が権利侵害の主張を通告された日から起算して、当該ソフトウェアの商業的な寿命の残余期間までの日割り計算とします。本契約書において、当該ソフトウェアの商業的な寿命は購入日から 4 年と見なされます。サブスクリプション ライセンスを取得されている場合、払い戻しは、ACL が権利侵害の主張を通告された日から起算してサブスクリプション残余期間までの日割り計算とします。代金の払い戻しにより、その影響下にあるソフトウェアのライセンスは終了します。第 16 項および第 17 項には、知的財産権およびその他の所有権の侵害に関して ACL のお客様に対するすべての責任を記載しています。

**18. 免責条項:** 上述の明示的な保証を除いて、本ソフトウェアは「現状のまま」で提供され、エラーがないことの保証は行いません。また、お客様は本ソフトウェアの使用による品質、性能、信頼性、正確性および結果についてすべて責任を負うものとします。法律によって別に制限される事項を除き、ACL および ACL のライセンサーは、本ソフトウェアについて、法規その他による明示的または黙示的ないかなる表明、保証および条件からも免責されるものとします。これらは、特定目的への適合性、商品性、耐久性、品質を含みますがこれらに限定されません。ACL、ACL のライセンサー、各社の従業員、役員、取締役、請負業者、代理店、代理人は、口頭あるいは書面による情報や通知によって、上述した保証の範囲を拡大したり、新しく表明、保証または条件を設けたりすることはありません。ACL は、単独で動作するが本ソフトウェアと連動するサードパーティ製ソフトウェアに起因する損害に対し責任を負いません。そのサードパーティ製ソフトウェアは別個の契約書に従ってお客様に使用許諾されます。一部の管轄区域では黙示の保証の免責が認められていないので、上述の免責条項がお客様に適用されない場合があります。この場合、黙示の保証は保証期間内に限定されます。

**19. 相互間の責任の限定:** いずれの当事者、当事者のライセンサー、およびその従業員、役員、取締役、請負業者、代理店、代理人は、以下のいかなる損害についても、相手方当事者に対し責任を負いません。(a) 本ソフトウェア製品

の使用もしくは使用不能、または本契約書によって予期される処理に起因もしくは関連する間接的、特別、偶発的、結果的または懲罰的損害(逸失利益およびデータの損失を含みますがこれらに限定されません)。このような損害の可能性について知らされていた場合を含みます。(b)本契約書に記載された直接の損害を含みますがこれらに限定されないあらゆる種類の損害で、その損害の原因となった本ソフトウェアに対し、本契約書に基づいてお客様が支払われた、または支払われるライセンス料金を超える総額を伴うもの。この責任の限定は、(a)本契約書に基づく ACL による侵害の補償義務に対して、(b)お客様が、本ソフトウェアに関してライセンスの制限違反など ACL の知的財産権を侵害した場合、または (c) 死亡もしくは人身傷害に対する責任に対して適用しないものとします。一部の管轄区域では偶発的または結果的損害の免責を認められていないので、上述の制限事項および免責条項の一部がお客様に適用されない場合があります。

**20. 通告:**各当事者が本契約書に基づいて別の当事者に要求または許可する通告は ACL に対しては書面により本契約書の先頭ページに記載されている住所(気付:法務部)および本ソフトウェアの注文書に記載されたお客様の住所に送付されるものとします。各当事者は、その住所の変更の都度、他の当事者に書面で変更の通告を行うものとします。通告は直接手渡し、国際速達便または書留郵便で行われるものとします。配達は、直接手渡しまたは国際速達便の場合は受領によって、書留郵便の場合は送付から 5 営業日で有効と見なされます。

**21. 準拠法:**お客様が米国に居住している場合、本契約書は米国のニューヨーク州法に準拠するものとします。お客様がヨーロッパ、中東またはアフリカに居住している場合、本契約書は英国法に準拠するものとします。お客様が上記以外の国または地域に居住している場合、本契約書はカナダのブリティッシュ コロンビア州法および連邦法に準拠するものとします。国際動産売買契約に関する国際連合条約の適用は明示的に排除されるものとします。

**22. 紛争解決:**差し止めによる救済またはその他の暫定的救済についての当事者の権利に従い、またその制限によらず、両当事者は、1 人の仲裁人の立ち会いのもと、拘束力のある仲裁により紛争が解決されることに同意します。お客様が米国に居住している場合、その仲裁裁判は、米国ニューヨーク州で開かれ、米国仲裁協会(AAA: American Arbitration Association)の商事仲裁規則に従って行われます。お客様がヨーロッパ、中東またはアフリカに居住している場合、その仲裁裁判は、英国ロンドンで開かれ、ロンドン国際仲裁裁判所(LCIA: London Court of International Arbitration)の規則に従って行われます。お客様が上記以外の国または地域に居住している場合、その仲裁裁判は、カナダのバンクーバーで開かれ、ブリティッシュ コロンビア国際商事仲裁センター(BCICAC: British Columbia International Commercial Arbitration Centre)の規則に従って行われます。

**23. 権利放棄および分離:**本契約上の一切の権利の放棄は、当事者の権限ある代表者が署名した書面によらない限り無効となります。契約違反または不履行に起因して、過去または現在の権利が放棄されても、本契約によって発生する将来の権利が放棄されたものと見なされることはありません。本契約書のいずれかの条項が執行不可能と判断された場合は、その条項が執行不可能とならないようにするために必要な範囲において、その条項を解釈、制限、修正、または必要ならば削除するものとし、本契約書のほかの条項はそれによって影響を受けないものとします。

**24. 完全合意:**本契約書および ACL の注文書は当事者間の合意の完全かつ唯一の表明を含むものであり、本ソフトウェアのライセンスに関して当事者間でこれ以前に本取引に関して口頭または書面で行われた協議または合意に優先します。購入注文の条件やその他の顧客の注文書類は ACL を拘束せず、本契約書を変更するように解釈されるものではありません。

**25. 譲渡:**ACL は、事前に書面でお客様に通知した上で本契約を譲渡することができます。ただし、譲受人は本契約書のすべての条件に拘束されることに同意するものとします。本項に定める場合を除き、お客様は ACL の書面による事前の同意なしに本契約書に基づく権利を譲渡することはできません。かかる同意は、不当に留保されないものとします。お客様は、ACL へ事前に書面で通知することにより、本契約書に基づく権利を (a) 子会社もしくは関連会社、または (b) 合併、資産の買取りおよび債務引受け、買収、組織変更もしくはその他の事情により、その事業を引き継いだ後継企業に譲渡することができます。ただし、その子会社、関連会社または後継企業は、本契約書に拘束されることに同意すること、お客様が本ソフトウェアの使用を停止すること、およびお客様が購入されたライセンス数以内で本ソフトウェアを使用することを条件とします。本契約は、当事者およびそれぞれの法定代理人、相続人、遺言執行者、後継者および認可された譲受人の利益のため、および法的に拘束するため、法的な効力を生じます。

**26. 輸出:**本契約に基づいてライセンスされた本ソフトウェアは、カナダ以外の国の輸出法または輸入法に従うことがあります。お客様は、これらすべての適用される法律および規制に従い、お客様に納入された後に必要となる輸出、再輸出または輸入のためのライセンスを取得する責任があることに同意するものとします。

**27. 米国政府機関のエンド ユーザー:**本ソフトウェアは、「Commercial Computer Software (商用コンピュータソフトウェア)」および「Commercial Computer Software Documentation (商用コンピュータソフトウェア説明文書)」(いずれも C.F.R. §12.212 および 48 C.F.R. §227.7202 で使用されています)から成る、48 C.F.R. §2.101 で定義されている「Commercial Items (商用アイテム)」です。米国政府機関所属エンド ユーザーによる商用コンピュータソフトウェアおよび商用コンピュータソフトウェア説明文書の使用は、48 C.F.R. §12.S212 または 48 C.F.R. §227.7202-1 ~ 227.7202-4 に従い、(a) 商用アイテムとしてのみ、また(b) 本契約書の条項に従って他のエンド ユーザーに付与される権利と同一の権利によってのみ許諾されます。

**28. ソフトウェア サポート:**お客様は、ACL の Web サイト [www.acl.com](http://www.acl.com) に記載の ACL サポート条件に従うことにより、本ソフトウェア(新規リリースを含む)のサポート サービスを ACL から受けることができます。

**29. サードパーティフロースルー条件:**

- A. Crystal Reports ソフトウェア:**これは Crystal Reports ソフトウェアの使用許諾を受けている場合に限り適用されます。お客様は、レポート ファイル(.RPT)形式を ACL の所有物ではない汎用のレポート記述、データ分析、レポート配信の製品によって使用される別のレポート ファイル形式に変換する製品を配布用に作成するために、本ソフトウェアのレポート生成機能を使用しないことに同意します。
- B. Oracle Instant Client ソフトウェア:**本ソフトウェアには Oracle America Inc. (以下「Oracle」)より使用許諾を受けている Oracle Instant Client ソフトウェア (以下「プログラム」)が含まれています。本契約書に記載の条件に加え、このプログラムの使用は以下の追加条件に従います。(a) お客様が当該プログラムで実行したベンチマーク テストの結果を公表することは、一切禁止されています。(b) お客様は、米国で定められた輸出関連のすべての該当する法律と規制、およびその他の該当する輸出入関連法を完全に遵守し、直接または間接を問わず、当該プログラムとその直接的製品が該当法規に反して輸出されることがないように保証する必要があります。(c) Oracle は、本合意の第三者受益者として指定されます。(d) このプログラムの使用に関して、統一コンピュータ情報取引法 (Uniform Computer Information Transactions Act) は適用されません。

版:2012年7月4日

© 2012 ACL Services Ltd. All rights reserved